

観光施設における「心のバリアフリー認定制度」 バリアフリー接遇研修会のお知らせ

三重県では、地域が一体となり「心のバリアフリー」の意識を向上させ、障がい者や高齢者、外国人など多様な方々が安心して訪れることのできるバリアフリーの観光地づくりを推進するため、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」への登録を促進しています。

今回、認定のための条件「バリアフリーに関する教育訓練を実施」を満たすバリアフリー接遇研修会を開催します。「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定を受け、さらなるおもてなしの向上をめざしましょう！

第1回 四日市会場 締切 10/25	開催日時	令和5年10月31日(火) 13:30~15:00
	会場	四日市商工会議所 3階中会議室(四日市市諏訪町2-5)
第2回 名張会場 締切 11/28	開催日時	令和5年12月4日(月) 13:30~15:00
	会場	名張市防災センター 2階防災研修室(名張市鴻之台1番町2)
第3回 伊勢会場 締切 1/18	開催日時	令和6年1月23日(火) 13:30~15:00
	会場	伊勢市二見生涯学習センター 研修室2(伊勢市二見町茶屋111-1)

受講料 無料
オリジナルテキスト付き

※各回とも、会場およびオンライン(ZOOM)併用にて開催します。

※お住まいの地域にかかわらず、どの会場で参加されてもかまいません。各回とも内容は同じです。

対象：県内の宿泊施設、飲食店、観光案内所、博物館、観光施設の方。その他、バリアフリー観光に興味のある方。
従業員研修としての参加もお勧めします。

内容：13:30~14:00 制度と申請について 講師：元観光庁職員 心のバリアフリー認定制度ナビゲーター 田村 美紀氏
14:00~15:00 バリアフリー接遇研修 講師：伊勢志摩バリアフリーツアーセンター

申込：右記のQRコードから申し込みフォームを開き、記入してご送信ください



※観光施設は「心のバリアフリー認定制度」の認定対象外ですが、今後に向けて本研修の受講をお勧めします。

観光庁「観光施設における心のバリアフリー認定制度(令和2年12月創設)」とは

バリアフリー対応やバリアフリー情報の発信に積極的に取り組む観光施設を対象とした認定制度。車いすトイレやバリアフリールームなどの「設備の有無」ではなく、車いすの貸し出しや視覚障がい者・聴覚障がい者への対応などといった「ソフト面での取り組み」が認定の基準となります。

認定対象：宿泊施設、飲食店、観光案内所、博物館

認定を受けるには、以下の3つの基準をすべて満たすことが必要です。

- ① 施設のバリアフリー性能を補完するための措置を3つ以上行っている
- ② バリアフリーに関する教育訓練を年に1回以上実施している
- ③ 自社のウェブサイト以外のウェブサイトでバリアフリー情報を積極的に発信



① の措置の一例

- 簡易スロープの設置
- シャワーチェアの貸出
- 点字メニューの作成
- 発達障がい者向けのパーテーションの貸出



宴会場に高足座椅子の設置



聴覚障がい者への対応のため、コミュニケーションボードを準備



視覚障がい者に、クロックポジションを用いた配膳の説明

② の教育訓練

今回の研修を受講することで認定条件を満たします

「心のバリアフリー認定制度」に認定された施設は、「バリアフリーなおもてなしを理解し、実践している施設」ということですね！お客様が施設を選ぶ基準の1つとなるため、この機会にぜひ認定されるよう、チャレンジしていただきたいと思ひます。

本研修会についてのお問合せ

NPO 法人 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター
〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽一丁目 2383-13 鳥羽1番街1F
TEL 0599-21-0550 FAX 0599-21-0585 メール iseshima@barifuri.com

本研修会のWEBサイトはこちら →

